要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）　耐震診断結果の報告書　必要書類チェックリスト

※代理人に報告手続きを依頼する場合は、別途、委任状が必要です。

診断実施状況 ／ 必要書類	□ 耐震診断有 H25.11.25 以降に診断着手	□ 耐震診断有 H25.11.24 以前に診断着手	□ 耐震改修済 H25.11.25 以降に改修工事着手 （改修設計にかかる資料によること）	□ 耐震改修済 H25.11.24 以前に改修工事着手 （改修設計にかかる資料によること）	□ 大臣認定（超高層） （時刻歴応答計算）	□ 耐震改修計画認定済	根拠等
耐震診断の結果の報告書 （第一面から第五面）	□ 第一号様式						建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 第５条第３項、別記第一号様式による報告書
当該耐震診断の概要を記載した書類	□ 建築物耐震診断結果概要書						大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則運用要領 第２条、別記様式第１号
耐震診断者の資格証明書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項各号に定める者	□ 建築士免許証の写し □ 登録資格者講習修了証明書の写し	―	□ 建築士免許証の写し □ 登録資格者講習修了証明書の写し	―	□ 建築士免許証の写し □ 登録資格者講習修了証明書の写し	※H25.11.25 以降の認定の場合は、資格証明書必要	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 第５条第１項 一級建築士（※１）、二級建築士（※２）、木造建築士（※３）であり、耐震診断資格者講習（※４）の修了者。
耐震診断が適切に行われていることを市長が適切であると認めた者が証する書類	□ 第三者評価書及びその添付図書の写し※6	□ 耐震診断書等	□ 第三者評価書及びその添付図書の写し※6	□ 耐震診断書等 □ 工事監理報告書等	□ 大臣認定書の写し	□ 耐震改修計画の認定通知書の写し □ 工事監理報告書等	大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則運用要領 第４条 要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類の省略
付近見取図	【明示が必要な事項】 □ 方位　□ 道路　□ 目標となる地物						大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 第２条第１項第４号
配置図	【明示が必要な事項】 □ 縮尺　□ 方位　□ 敷地境界線　□ 敷地内における建築物の位置 □ 報告書に係る建築物と他の建築物との別 □ 擁壁の位置その他安全上適当な措置　□ 土地の高低 □ 敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差　□ 報告に係る建築物の各部分の高さ						
各階平面図	【明示が必要な事項】 □ 縮尺　□ 方位　□ 壁及び筋かいの位置及び種類　□通し柱及び開口部の位置						
構造図※6	□ 基礎伏図　□ 各階床伏図　□ 小屋伏図　□ 構造詳細図 □ 縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第１条第３号（※５）に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法						
側面図又は縦断面図	【明示が必要な事項】 □ 建築物の各部分の高さ □ 敷地の接する道路の幅員及び当該道路の境界線から建築物の各部分までの距離（【資料 4】参照）						大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 第２条第２項第２号
確認済証の写し又はこれに代わる書類	□ 確認済証の写し　□これに代わる書類（　　）						大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 第２条第１項第５号 建築基準法第６条第４項、第６条の２第１項、第 18 条第３項の規定により交付されたもの
検査済証の写し又はこれに代わる書類	□ 検査済証の写し　□これに代わる書類（　　）						大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 第２条第１項第６号 建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項、第 18 条第 16 項の規定により交付されたもの
その他必要書類	□（　　）						

※１　①　学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリアムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が 500 ㎡をこえるもの　②　木造の建築物又は建築物の部分で、高さが 13m又は軒の高さが 9mをこえるもの
③　鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が 300 ㎡、高さが 13m又は軒高 9mをこえるもの　④　延床面積 1,000 ㎡をこえ、且つ、階数が２以上の建築物
※２　①　鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が 30 ㎡をこえるもの　②　延べ面積が 100 ㎡（木造の建築物にあっては、300 ㎡）をこえ、又は階数３以上の建築物
※３　木造の建築物で、階数は２階以下かつ、延べ面積 100 ㎡をこえ、300 ㎡以下の建築物
※４　①　木造の構造部分を有する建築物の耐震診断は木造耐震診断資格者講習を修了した者　②　鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断は鉄骨造耐震診断資格者講習を修了した者
③　鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断は鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者　④　鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者
⑤　木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物の耐震診断は鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者
※５　構造耐力上主要な部分：基礎・基礎杭・壁・柱・小屋組・土台・斜材（筋かい・方づえ・火打材その他これらに類するもの）・床板・屋根板・横架材（はり・けたその他これらに類するもの）で、建築物の自重・積載荷重・積雪荷重・風圧・土圧・水圧・地震その他の震動・衝撃を支えるもの
※６　木造の建築物等については、耐震診断書を添付したときは第三者評価書及び構造図を省略することができる。